

点検項目	確認事項	根拠条文
4	<p>代表者</p> <p>事業者の代表者又は地域密着型サービスの事業部門の責任者などは、特別養護老人ホーム、老人デイサービスセンター、介護老人保健施設、指定認知症対応型共同生活介護事業所等の従業者若しくは訪問介護員等として認知症である者の介護に従事した経験を有する者又は保健医療サービス若しくは福祉サービスの経営に携わった経験がありますか。</p> <p>次のいずれかの研修を修了していますか。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 痴呆介護実務者研修（基礎課程又は専門課程）（H16年度まで実施） ・ 認知症介護実践者研修又は実践リーダー研修（H17年度以降） ・ 認知症高齢者グループホーム管理者研修（H17年度実施） ・ 認知症介護指導者研修 ・ 認知症高齢者グループホーム開設予定者研修 ・ 認知症対応型サービス事業開設者研修（平成18年度以降） 	基準第92条 予防基準第72条

II 設備基準

5	<p>設備に関する基準</p> <p>消火設備その他の非常災害に際して必要な設備を備えていますか。</p> <p>入居定員は1ユニットで5人以上9人以下となっていますか。</p> <p>一つの居室の定員は1人となっていますか。 →不適の場合、その理由を記載してください。 ()</p> <p>居室の床面積は7.43平方メートル以上となっていますか。</p>	基準第93条 予防基準第73条
---	---	--------------------

III 運営基準

6	<p>内容及び手続の説明及び同意</p> <p>サービスの提供の開始に際し、あらかじめ、利用申込者又はその家族に対し、重要事項に関する規程の概要、従業者の勤務の体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を記した文書を交付して説明を行い、当該提供の開始について利用申込者の同意を得ていますか。</p>	基準第3条の7 予防基準第11条
7	<p>提供拒否の禁止</p> <p>正当な理由なくサービスの提供を拒んだことはありませんか。</p>	基準第3条の8 予防基準第12条
8	<p>受給資格等の確認</p> <p>サービスの提供を求められた場合は、その者の提示する被保険者証によって、被保険者資格、要介護認定の有無及び要介護認定の有効期間を確かめていますか。</p>	基準第3条の10 予防基準第14条
9	<p>要介護認定の申請に係る援助</p> <p>要介護認定の更新の申請が、遅くとも当該利用者が受けている要介護認定の有効期間が終了する30日前にはなされるよう、必要な援助を行っていますか。</p>	基準第3条の11 予防基準第15条
10	<p>入退居</p> <p>入居申込者の入居に際しては、主治の医師の診断書等により当該入居申込者が認知症である者であることの確認をしていますか。</p> <p>入居申込者に対し自ら必要なサービスを提供することが困難である場合は、適切な他の指定認知症対応型共同生活介護事業者、介護保険施設、病院又は診療所を紹介する等の適切な措置を速やかに講じていますか。</p> <p>入居申込者の入居に際しては、その者の心身の状況、生活歴、病歴等の把握に努めていますか。</p> <p>退居の際には、利用者及び家族の希望を踏まえた上で、退居後の生活環境や介護の継続性に配慮し、退居に必要な援助を行っていますか。</p>	基準第94条 予防基準第74条

点検項目	確認事項	根拠条文
11	サービスの提供の記録 入居の年月日及び入居しているユニットの名称、又は、退居の年月日を、被保険者証に記載していますか。 提供した具体的なサービスの内容等を記録していますか。	基準第95条 予防基準第75条
12	利用料等の受領 法定代理受領サービスの場合、利用者から利用者負担分の支払を受けていますか。 法定代理受領サービスである場合と、そうでない場合との間に不合理な差額を設けていませんか。 下記の費用の額に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、当該サービスの内容及び費用について説明を行い、利用者の同意を得ていますか。 イ 食材料費 ロ 理美容代 ハ おむつ代 ニ サービスのうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、利用者負担とすることが適当な費用	基準第96条 予防基準第76条
13	保険給付の請求のための証明書の交付 法定代理受領サービスではない、指定認知症対応型共同生活介護に係る利用料の支払いを受けた場合は、サービス提供証明書を利用者に交付していますか。	基準第3条の20 予防基準第23条
14	指定認知症対応型共同生活介護の取扱方針（身体拘束等の禁止） 利用者の認知症の症状の進行を緩和し、安心して日常生活を送ることができるよう、利用者の心身の状況を踏まえ、妥当適切に行われていますか。 利用者一人一人の人格を尊重し、利用者がそれぞれの役割を持って家庭的な環境の下で日常生活を送ることができるよう配慮して行われていますか。 認知症対応型共同生活介護計画に基づき、漫然かつ画一的なものとならないよう配慮して行われていますか。 サービスの提供に当たっては、懇切丁寧を旨とし、利用者又はその家族に対し、サービスの提供方法等について、理解しやすいように説明を行っていますか。 サービスの提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為（身体的拘束等）を行っていませんか。 やむを得ず身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録していますか。 事業所の開設から概ね6か月を経過した後については、自己評価を少なくとも年1回は行っていますか。 外部評価を少なくとも年1回は受けていますか。	基準第97条 予防基準第77条

点検項目	確認事項	根拠条文
15 認知症対応型 共同生活介護 計画の作成 (指定介護予 防認知症対 応型共同生 活介護の具 体的取扱 方針)	管理者は、計画作成担当者に認知症対応型共同生活介護計画の作成に関する業務を担当させていますか。	基準第98条 予防基準第87 条
	通所介護等の活用、地域における活動への参加の機会の提供等により、利用者の多様な活動の確保に努めていますか。	
	計画作成担当者は、利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえて、認知症対応型共同生活介護計画を作成していますか。	
	認知症対応型共同生活介護計画を利用者又は家族に対して説明し、利用者の同意を得、交付していますか。	
16 指定介護予防 認知症対応型 共同生活介護 の基本取扱 方針	利用者の介護予防に資するよう、その目標を設定し、計画的に行われていますか。	予防基準第86 条
	利用者ができる限り要介護状態とならないで自立した日常生活を営むことができるよう支援することを目的とするものであることを常に意識してサービスの提供に当たっていますか。	
	利用者が有する能力を最大限活用することができるような方法によるサービスの提供に努めることとし、利用者が有する能力を阻害する等の不適切なサービスの提供を行わないように配慮していますか。	
17 指定介護予防 認知症対応型 共同生活介護 の具体的取扱 方針	計画作成担当者は、介護予防認知症対応型共同生活介護計画に基づくサービスの提供の開始時から、計画に記載したサービスの提供を行う期間が終了するまでに、少なくとも1回は、当該介護予防認知症対応型共同生活介護計画の実施状況の把握（モニタリング）を行うとともに、利用者の様態の変化等の把握を行っていますか。	予防基準第87 条
	計画作成担当者は、モニタリングの結果を踏まえ、必要に応じて介護介護予防認知症対応型共同生活介護計画の変更を行っていますか。	
18 介護等	利用者の心身の状況に応じ、利用者の自立の支援と日常生活の充実に資するよう、適切な技術をもって行われていますか。	基準第99条 予防基準第88 条
	利用者の負担により、介護従業者以外の者による介護を受けさせていませんか。	
	利用者の食事その他の家事等は、利用者と介護従業者が共同で行うよう努めていますか。	
19 社会生活上の 便宜の提供等	利用者の趣味又は嗜好に応じた活動の支援に努めていますか。	基準第100条 予防基準第89 条
	利用者が日常生活を営む上で必要な行政機関に対する手続等について、その者又はその家族が行うことが困難である場合は、その者の同意を得て、代わって行っていますか。	
	常に利用者の家族との連携を図るとともに利用者とその家族との交流等の機会を確保するよう努めていますか。	

点検項目	確認事項	根拠条文
20 利用者に関する市町村への通知	利用者が、正当な理由なしに利用に関する指示に従わないことにより、要介護状態の程度を増進させたと認められるときは、その旨を市町村に通知していますか。	基準第3条の26 予防基準第24条
	利用者が、偽りその他不正な行為によって保険給付を受け、又は受けようとしたときは、その旨を市町村に通知していますか。	
21 緊急時等の対応	利用者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに主治の医師又は協力医療機関への連絡を行う等の必要な措置を講じていますか。	基準第80条 予防基準第56条
	緊急時において円滑な協力を得るため、当該協力医療機関との間であらかじめ必要な事項を取り決めていますか。	
22 管理者の責務	管理者は、従業者の管理及び利用の申込みに係る調整、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行っていますか。	基準第53条 予防基準第26条
	従業者に必要な指揮命令を行っていますか。	
23 管理者による管理	管理者は、同一敷地内にあること等により共同生活住居の管理上支障がない場合を除き、介護保険施設、指定居宅サービス、指定地域密着型（介護予防）サービス若しくは指定介護予防サービスの事業所、病院、診療所又は社会福祉施設の管理者になっていませんか。	基準第101条 予防基準第78条
24 運営規程	ユニットごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程を定めていますか。 ・ 事業の目的及び運営の方針 ・ 従業者の職種、員数及び職務内容 ・ 利用定員 ・ 指定（介護予防）認知症対応型共同生活介護の内容及び利用料その他の費用の額 ・ 入居に当たっての留意事項 ・ 非常災害対策 ・ その他運営に関する重要事項	基準第102条 予防基準第79条
25 勤務体制の確保等	利用者に対し、適切なサービスを提供できるよう、従業者の勤務の体制を定めていますか。	基準第103条 予防基準第80条
	従業者の勤務の体制を定めるに当たっては、利用者が安心して日常生活を送ることができるよう、継続性を重視したサービスの提供に配慮していますか。	
	従業者の資質の向上のために、その研修の機会を確保していますか。	
26 定員の遵守	入居定員及び居室の定員を超えて入居させていませんか。（ただし、災害その他のやむを得ない事情がある場合は、この限りではありません。）	基準104条 予防基準81条
27 協力医療機関等	利用者の病状の急変等に備えるため、あらかじめ、協力医療機関を定めていますか。	基準第105条 予防基準82条
	あらかじめ、協力歯科医療機関を定めておくよう努めていますか。	
	サービスの提供体制の確保、夜間における緊急時の対応等のため、介護老人福祉施設、介護老人保健施設、病院等との間の連携及び支援の体制を整えていますか。	

点検項目	確認事項	根拠条文
28	非常災害対策 非常災害に関する具体的計画を立て、関係機関への通報及び連携体制を整備し、それらを定期的に従業者に周知するとともに、定期的に避難、救出その他必要な訓練を行っていますか。 避難訓練等に当たって、地域住民の参加が得られるよう連携に努めていますか。	基準第82条の2 予防基準第58条の2
29	衛生管理等 利用者の使用する施設、食器その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講じていますか。 事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように必要な措置を講じるよう努めていますか。 特に、インフルエンザ対策、腸管出血性大腸菌感染症対策、レジオネラ症対策等については、別途発出されている通知に基づき、適切な措置を講じていますか。	基準第58条 予防基準第31条
30	掲示 事業所の見やすい場所に、運営規程の概要、従業者の勤務の体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を掲示していますか。	基準第3条の32 予防基準第32条
31	秘密保持等 従業者は、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしていませんか。 従業者であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことがないよう、必要な措置を講じていますか。 サービス担当者会議等において、利用者の個人情報を用いる場合は利用者の同意を、利用者の家族の個人情報を用いる場合は当該家族の同意を、あらかじめ文書により得ていますか。	基準第3条の33 予防基準第33条
32	広告 広告をする場合においては、その内容が虚偽又は誇大なものとなっていませんか。	基準第3条の34 予防基準第34条
33	居宅介護支援事業者に対する利益供与等の禁止 居宅介護支援事業者又はその従業者に対し、要介護被保険者に対して当該共同生活住居を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を供与していませんか。 居宅介護支援事業者又はその従業者から、当該共同生活住居からの退居者を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を収受していませんか。	基準第106条 予防基準第83条

点検項目	確認事項	根拠条文
34 苦情処理	<p>提供したサービスに係る利用者及びその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講じていますか。</p> <p>苦情を受け付けた場合には、当該苦情の内容等を記録していますか。</p> <p>苦情がサービスの質の向上を図る上での重要な情報であるとの認識に立ち、苦情の内容を踏まえ、サービスの質の向上に向けた取組を自ら行っていますか。</p> <p>提供したサービスに関し、市町村が行う文書その他の物件の提出等に応じ、及び市町村が行う調査に協力するとともに、市町村から指導又は助言を受けた場合においては、当該指導又は助言に従って必要な改善を行っていますか。</p> <p>市町村からの求めがあった場合には、改善内容を市町村に報告していますか。</p> <p>提供したサービスに係る利用者からの苦情に関して国民健康保険団体連合会が行う調査に協力するとともに、国民健康保険団体連合会からの指導又は助言を受けた場合においては、当該指導又は助言に従って必要な改善を行っていますか。</p> <p>国民健康保険団体連合会からの求めがあった場合には、改善内容を国民健康保険団体連合会に報告していますか。</p>	基準第3条の36 予防基準第37条
35 調査への協力等	<p>提供したサービスに関し、利用者の心身の状況を踏まえ、妥当適切なサービスが行われているかどうかを確認するために市町村が行う調査に協力するとともに、市町村から指導又は助言を受けた場合においては、当該指導又は助言に従って必要な改善を行っていますか。</p>	基準第84条 予防基準第60条
36 地域との連携等	<p>サービスの提供に当たっては、利用者、利用者の家族、地域住民の代表者、事業所が所在する市町村の職員又は地域包括支援センターの職員、認知症対応型共同生活介護について知見を有する者等により構成される運営推進会議を設置していますか。</p> <p>運営推進会議をおおむね2月に1回以上開催し、活動状況を報告し、その評価を受けるとともに、必要な要望、助言等を聴く機会を設けていますか。</p> <p>報告、評価、要望、助言等についての記録を作成し、これを公表していますか。</p> <p>事業の運営に当たっては、地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力を行う等の地域との交流を図っていますか。</p>	基準第85条 予防基準第61条

点検項目	確認事項	根拠条文
37 事故発生時の対応	利用者に対するサービスの提供により事故が発生した場合は、市町村、当該利用者の家族、当該利用者に係る居宅介護支援事業者等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じていますか。また、事故の状況及び事故に際して採った処置について記録していますか。（過去に事故が発生していない場合、発生したときに備えて、市町村、当該利用者の家族、当該利用者に係る居宅介護支援事業者等への連絡や、必要な措置、事故の状況・処置について記録をする体制を整えていますか。） →事故事例の有無： 有 ・ 無	基準第3条の38 予防基準第37条
	利用者に対するサービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行っていますか。（賠償すべき事故が発生したことがない場合、損害賠償を速やかに行える体制を整えていますか。） →損害賠償保険への加入： 有 ・ 無	
	事故が生じた際には原因を解明し、再発生を防ぐための対策を講じていますか。（過去に事故が生じていない場合、事故に備えて対策を講じていますか。）	
38 会計の区分	他の事業との会計を区分していますか。	基準第3条の39
39 記録の整備	従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備していますか。	基準第107条 予防基準84条
	利用者に対するサービスの提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から2年間保存していますか。 ・ 認知症対応型共同生活介護計画 ・ 提供した具体的なサービスの内容等の記録 ・ 身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録 ・ 利用者に関する市町村への通知に係る記録 ・ 苦情の内容等の記録 ・ 事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録 ・ 運営推進会議から出された報告、評価、要望、助言等の記録	

IV 変更の届出等

40	事業者は、当該指定に係る事業所の名称及び所在地その他厚生労働省令で定める事項に変更があったとき、又は当該（介護予防）認知症対応型共同生活介護事業を廃止し、休止し、若しくは再開したときは、厚生労働省令で定めるところにより、10日以内に、その旨を市町村長に届け出ますか。 ・ 事業所の名称及び所在地 ・ 申請者の名称及び主たる事務所の所在地並びにその代表者の氏名、生年月日、住所及び職名 ・ 申請者の定款、寄附行為等及びその登記事項証明書又は条例等 ・ 建物の構造概要及び平面図並びに設備の概要 ・ 事業所の管理者の氏名、生年月日、住所及び経歴 ・ 運営規程 ・ 協力医療機関の名称及び診療科名並びに契約の内容（協力歯科医療機関があるときはこれを含む） ・ 介護老人福祉施設、介護老人保健施設、病院等との連携体制及び支援体制の概要 ・ 地域密着型サービス費の請求に関する事項 ・ 役員の氏名、生年月日及び住所 ・ 介護支援専門員の住所及びその登録番号	基準保険法第78条の5、第115条の14 基準保険法施行規則第131条の10、第140条の24
----	--	--

広島市健康福祉局高齢福祉部介護保険課事業者指導係ホームページより引用作成